

年次	長	評事主理	録事捕部等	外合	計
明治十年	-	四	一八	二	三五
明治十一年	-	四	一六	二	三二
明治十二年	-	四	一八	二	三五
明治十三年	-	四	一七	二	三六
明治十四年(各地鎮臺)	-	二	一五	一	二五
合計	-	二七	二二	一	六三

第二百六十五

裁判所官員

毎年十二月

第二百六十六

軍人軍屬犯罪者

年次	死	刑	準流及徒	其他ノ者	合	計
明治十年	-	五六	一〇五	一〇四二	一一四七	一一四七
明治十一年	-	八	三七二	一九八九	一一四一七	一一四一七
明治十二年	-	四	二二四	二一〇六	二二三三	二二三三
明治十三年	-	四	二六九	二四六三	二七三六	二七三六

同十四年

同年内ニ再三罪ヲ犯シ刑ニ處セラレシ者十年ニ二度五十二人三度四人十一年ニ二度百二十一人三度三人四度一人十二年ニ二度百二十八人三度五人十三年ニ二度百九十四人三度十八十四年ニ二度百九十九人三度十八四度一人アルヲ以テ其人員重複セリ

三 二八三 二八八九 三一七五

第二百六十七

軍人軍屬犯罪者罪狀

明治十四年

罪狀	上長官	士官	下士	憲兵卒	豫備後備生徒	其他	徒刑人	合計
對上官ヲ傷ツク	1	1	1	1	1	1	1	1
上官ニ對シ粗暴或ハ罵詈	1	1	1	1	1	1	1	1
哨兵ニ對シ悔慢	1	1	1	1	1	1	1	1
兇暴或ハ粗暴	1	1	1	1	1	1	1	1
巡查ニ對シ暴行	1	1	1	1	1	1	1	1
謀殺	1	1	1	1	1	1	1	1
人ヲ傷ツク	1	1	1	1	1	1	1	1
人ヲ毆打ス	1	1	1	1	1	1	1	1
闘毆	1	1	1	1	1	1	1	1
威力制縛	1	1	1	1	1	1	1	1
醉餘粗暴	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1